社保審－介護給付費分科会
第111回（H26.10.22） | 資料２

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の報酬・基準について（案）

前回（第101回分科会）の議論における主な意見について

○　定期巡回・随時対応サービスの全ての利用者が訪問看護を必要とする者ではないことを踏まえ、連携の条件の緩和を図るべきではないか。

○　夜間のオペレーターの人員配置については、サービス内容を踏まえた上で、要件緩和や集約化を図るべきではないか。

○　定期巡回・随時対応サービス事業所に集合住宅が併設するかにより、サービスの提供状況が異なることを踏まえ、包括評価の仕組みについても分けて考えるべきではないか。

○　定期巡回・随時対応サービス事業所に集合住宅が併設する場合は、移動時間が比較的短く、利用者１人当たりのトータルコストは低く抑えられるため、介護報酬もその点を反映したものにすべきではないか

○　定期巡回・随時対応サービスの代替として通所サービスを利用しているのであれば、通所サービス利用時の減算は継続すべきではないか。

訪問看護サービスの提供体制の見直しについて

論点１

　定期巡回・随時対応サービスの利用促進のため、サービスの提供体制等について見直してはどうか。

対応

- 一体型事業所における訪問看護サービスの一部を、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることを認める。

事業の一部委託について①

○　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、連携型事業所が65.5%を占める。
○　「連携型」事業所として訪問看護を実施することとした理由として、「既に利用している訪問看護事業所がある場合、利用の支障になる」「訪問看護事業所を利用者が選択できた方が利用の幅が広がる」などが挙げられている。

実施形態別事業所数（平成26年6月）

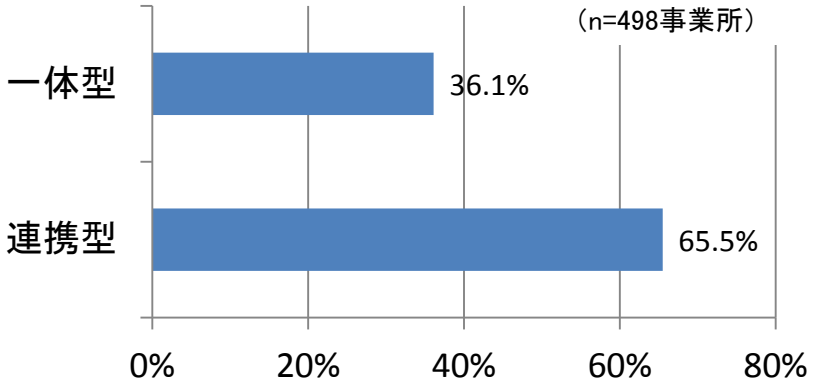

※一体型と連携型の両方を実施している事業所があるため100%とならない

（参考）訪問対応（訪問看護を除く）の他事業所への委託状況

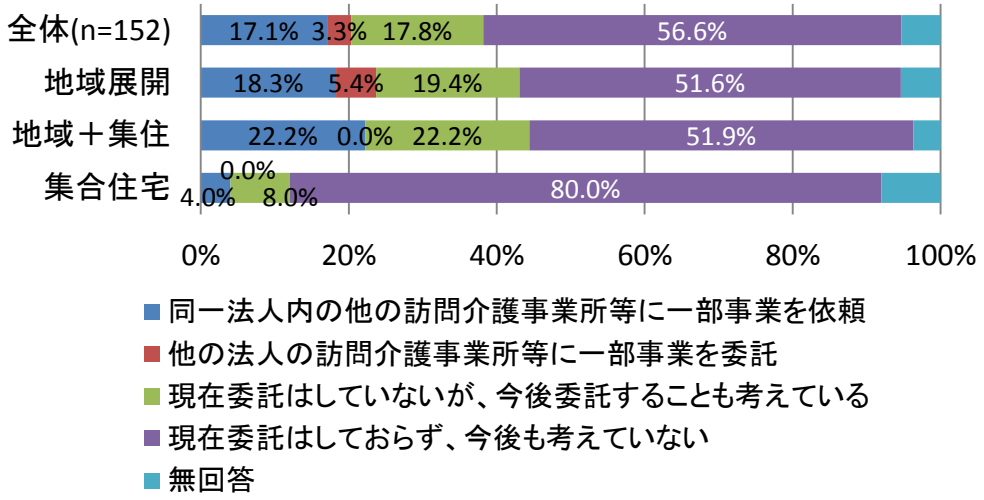

「連携型」事業所として訪問看護を実施することとした理由

既に利用している訪問看護事業所がある場合、利用の支障になることが予想されるため。
看護師の人員を新たに揃えることが困難であり、市内に自社の訪問看護ステーションがあったため。
訪問看護事業所を利用者が選択できた方が利用の幅が広がるため。
同一法人以外にも訪問看護事業所があり、そちらとの連携ニーズがあると考えられたため。

（出典）平成24年度老健事業「地域の実情に応じた定期巡回・随時対応サービス・小規模多機能型居宅介護等の推進に関する調査研究事業」（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング）
平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成25年度調査）「集合住宅における定期巡回・随時対応サービスの提供状況に関する調査研究事業」

事業の一部委託について②

○　定期巡回・随時対応訪問介護看護では、地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、事業の実施を可能とする観点から、定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を委託することができる。

○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）

第三条の三十
２　（前略）ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）

４　運営に関する基準
（21）　勤務態勢の確保等
③　基準第３条の30第２項但書は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するべきであるが、地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施を可能とする観点から、地域の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に対して、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービスの事業の一部を委託することができることとしたものである。この場合において、「事業の一部」の範囲については市町村長が判断することとなるが、同一時間帯において、全ての利用者に対する定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービスの全てを委託してはならないという趣旨であることに留意すること。したがって、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービスのいずれも提供しない時間帯が生じることは認められないこと。（後略）

通所サービス利用時の報酬算定（減算）の見直し

論点２

　定期巡回・随時対応サービスの提供実績は、通所サービス利用の有無により大きな差がないことから、減算率を見直してはどうか。

対応

- 通所介護、通所リハビリテーション又は認知症対応型通所介護を受けている利用者に対して、定期巡回・随時対応サービスを行った場合の減算（定期巡回・随時対応サービスの１日あたり所定単位数の２／３相当額）を軽減してはどうか。

他の介護保険サービス（通所系）の利用状況①

○ 通所介護利用日は、１日約２／３、単位数が減算される仕組みとなっている。
○ 定期巡回サービス提供後の他の介護保険サービスの利用状況は、「通所介護」が41%と高い。
○ 定期巡回による訪問回数や１回あたり訪問時間は、通所介護の利用の有無による差異はみられない。

［他の介護保険サービス（通所系）の利用状況］

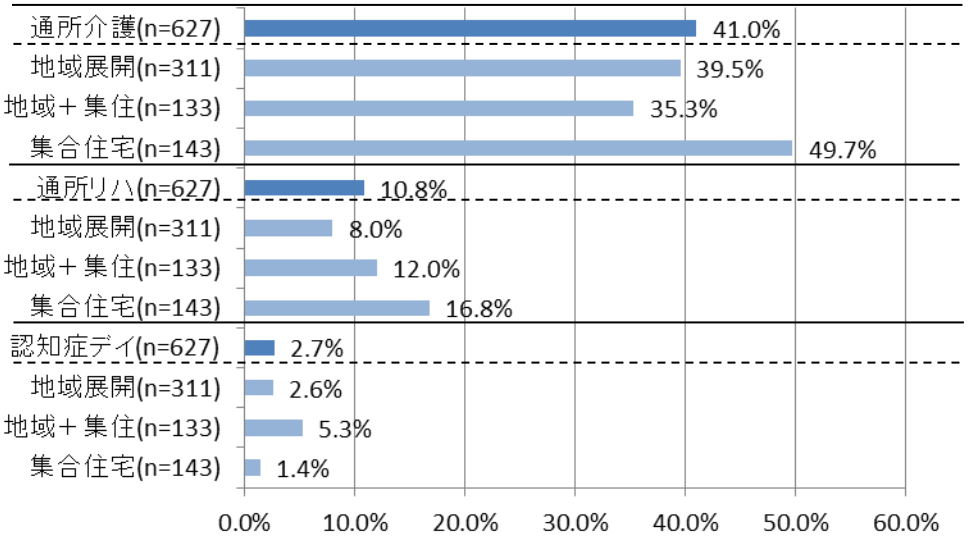

［通所系サービスを利用した場合の取扱い］

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（抄）
（平成18年厚生労働省告示第126号）

１　定期巡回・随時対応型訪問介護費
注４　通所介護、通所リハビリテーション又は認知症対応型通所介護を受けている利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、通所介護を利用した日数に、１日当たり次に掲げる単位数を乗じて得た単位数を所定単位数から減算する。

①連携型（訪看利用なし）、一体型
（１）要介護１　145単位
（２）要介護２　242単位
（３）要介護３　386単位
（４）要介護４　483単位
（５）要介護５　580単位

②連携型（訪看利用あり）
（１）要介護１　201単位
（２）要介護２　302単位
（３）要介護３　450単位
（４）要介護４　550単位
（５）要介護５　661単位

通所介護の有無に関わらず同数

［通所介護利用の有無別の1日当たり訪問回数］

（地域展開）	全体	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
通所介護利用者全体	2.8	1.4	2.2	2.9	3.3	4
通所介護利用日	2.7	1.1	2.2	2.8	3.2	4.9
通所介護利用なしの日	2.8	1.5	2.2	3	3.4	3.6

（集合住宅）	全体	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
通所介護利用者全体	7.6	5.8	5.6	8.1	8.9	9.8
通所介護利用日	6.6	6	5.3	6.6	7	8.3
通所介護利用なしの日	8.1	5.7	5.7	9.4	9.5	10.6

通所介護の有無に関わらず同時間

［通所介護利用の有無別の訪問1回当たり訪問時間（分）］

（地域展開）	全体	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
通所介護利用者全体	26.9	25.2	27.0	25.1	28.2	27.4
通所介護利用日	24.5	21.6	25.7	23.2	26.6	23.9
通所介護利用なしの日	27.8	26.4	27.6	25.9	28.6	29.4

（集合住宅）	全体	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
通所介護利用者全体	12.4	9.9	11.3	11.6	13.2	15.5
通所介護利用日	12.2	8.9	10.8	12.7	13.5	14.8
通所介護利用なしの日	12.5	10.3	11.6	11.1	13.1	15.8

【出典】平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成25年度調査）「集合住宅における定期巡回・随時対応サービスの提供状況に関する調査研究事業」

他の介護保険サービス（通所系）の利用状況②

○ 「起床・就寝」「洗面等・身体整容」「体位変換」などは、通所介護の利用の有無による差異はみられない。
○ 「食事介助」「排泄介助」などは通所介護の利用日は提供割合が減少する一方で、「更衣介助」「移動・移乗介助」は通所介護の利用日は提供割合が増加する。

通所介護の有無別のケア提供内容（総提供回数に対するケア提供回数の割合）

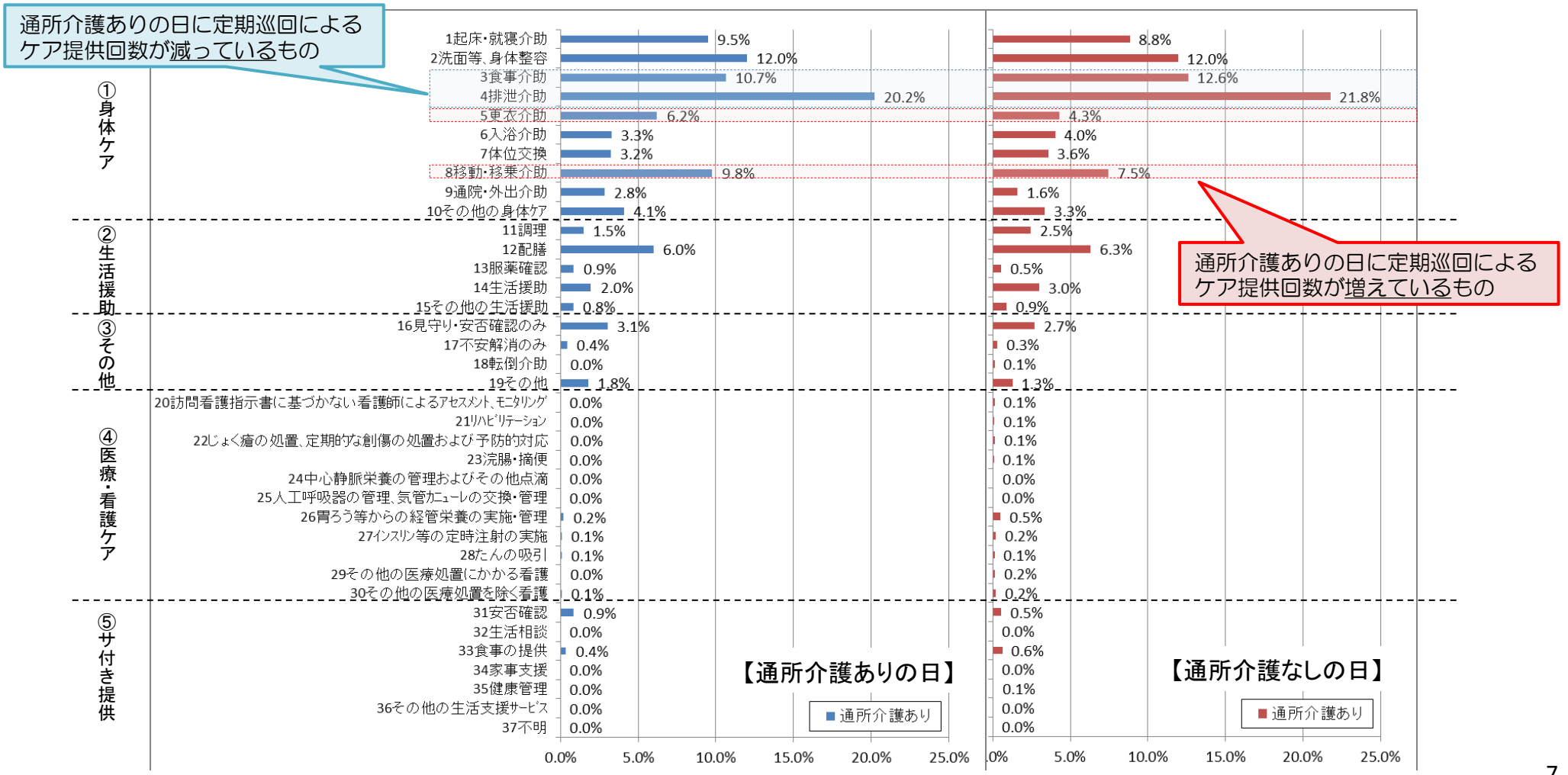

【出典】平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成25年度調査）「集合住宅における定期巡回・随時対応サービスの提供状況に関する調査研究事業」

オペレーターの配置基準等の見直し

論点３
　夜間の人的資源の有効活用を図るため、兼務要件や勤務体制を見直してはどうか。

対応

- 夜間等のオペレーターとして職員を充てることができる施設について、併設施設に限定している要件を緩和し、同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する同一法人が経営する他の施設・事業所等の職員を充てることを認める。
- 夜間等のオペレーター機能について、利用者の心身の状況に応じて必要な対応を行う観点から支障がない場合には、複数の定期巡回・随時対応サービス事業所の機能を集約し、通報を受け付ける業務形態について認める。

現行のオペレーターの配置基準等

○オペレーターの人員基準

職種	配置基準	資格等	必要な員数等
オペレーター	うち１名以上は、常勤の保健師又は看護師	看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員、 ３年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者	利用者の処遇に支障がない範囲で、当該事業所の他職種及び他の事業所・施設等（特養・老健等の夜勤職員、訪問介護のサービス提供責任者、夜間対応型訪問介護のオペレーター）との兼務可能

※1 「オペレーションセンター」の設置は設備基準としては求めず、地域を巡回しながら適切に随時のコールに対応する形態も可能
※2 利用者がコールを行う、オペレーターがコールを受ける際の機器は、一般に流通している通信機器等の活用が可能

○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）

４ 運営に関する基準
（21） 勤務体制の確保等
④ 基準第2条の30第3項は、午後6時から午前8時での間においては、随時対応サービスに限り、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間で一体的実施ができることとしたものである。この場合において、一体的実施ができる範囲について市町村を越えることを妨げるものではないが、例えば、全国展開している法人の本部で、全国の利用者からの通報を受け付けるような業務形態は、随時対応サービスが単なる通報受け付けサービスではなく、利用者の心身の状況に応じて必要な対応を行うものであるという観点から認められないものである。

サービス提供時間帯及び深夜帯のケアの内容

○　サービスの提供時間帯をみると、「定期訪問」では「集合住宅」事業所は7時台、17時台のピークタイムに加え、夜間の訪問割合も高い。
○　「深夜帯（22時以降6時まで）」の提供ケア内容をみると、「集合住宅」事業所は「見守り・安否確認のみ」が29.1%となっている。

【定期訪問】「地域展開」事業所のサービス提供時間帯

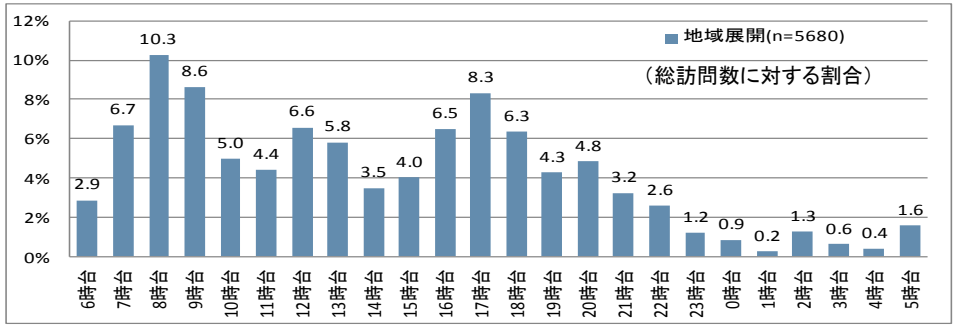

【定期訪問】「集合住宅」事業所のサービス提供時間帯

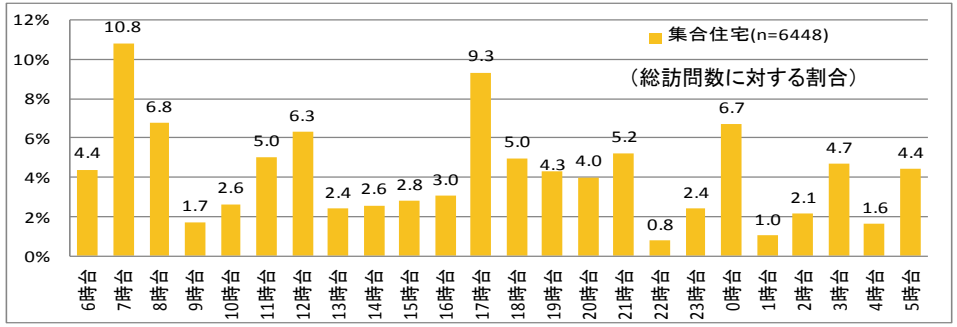

【地域展開】深夜帯の提供ケアの内容

提供するケアの組合せ	件数	割合
（延べ訪問日数）	568	100.0%
4排泄介助	213	37.5%
4排泄介助+7体位交換	51	9.0%
16見守り・安否確認のみ	27	4.8%
1起床・就寝介助+4排泄介助	19	3.3%
4排泄介助+10その他の身体ケア+19その他	16	2.8%
1起床・就寝介助	15	2.6%
13服薬確認	15	2.6%
3食事介助+4排泄介助+7体位交換	15	2.6%
4排泄介助+7体位交換+10その他の身体ケア	14	2.5%
7体位交換+10その他の身体ケア	14	2.5%

【集合住宅】深夜帯の提供ケアの内容

提供するケアの組合せ	件数	割合
（延べ訪問日数）	1,799	100.0%
16見守り・安否確認のみ	524	29.1%
4排泄介助	507	28.2%
4排泄介助+7体位交換	133	7.4%
31（サ付き）安否確認	127	7.1%
7体位交換	74	4.1%
19その他	50	2.8%
2洗面等、身体整容	35	1.9%
4排泄介助+10その他の身体ケア	32	1.8%
4排泄介助+7体位交換+10その他の身体ケア	29	1.6%
1起床・就寝介助	25	1.4%

【随時対応】 時間帯別平均コール件数（一人・一か月あたり）

	全体	日中 (8-18)	夜間等			一晩あたりのコール件数【推計】
			早朝(6-8)	夜間(18-22)	深夜(22-6)	
全体(n=126)	11.9	4.7	1.6	3.3	4.2	5.5
地域展開(n=76)	6.6	3.1	1.9	1.7	1.6	3.1
地域＋集住(n=23)	5.2	2.2	0.3	1.6	1.7	2.2
集合住宅(n=22)	38.4	13.8	0.9	11.0	15.6	16.5

※平均利用者数（18人）により試算（夜間等のコール件数（一人・一か月あたり×18人÷30日）

【出典】平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成25年度調査）「集合住宅における定期巡回・随時対応サービスの提供状況に関する調査研究事業」

オペレーターの勤務状況

○　9割以上の事業所がオペレーターの兼務をおこなっている。
○　オペレーターの兼務先としては、「地域展開」では「事業所内の他職種」、「併設の訪問介護事業所等の職員」とする事業所が約7割となっている。「集合住宅」では「事業所内の他職種」とする事業所が68.0%と高く、「特定施設入居者生活介護の集合住宅の職員」とする事業所の割合は40.0%である。

［オペレーターの職員の兼務状況］

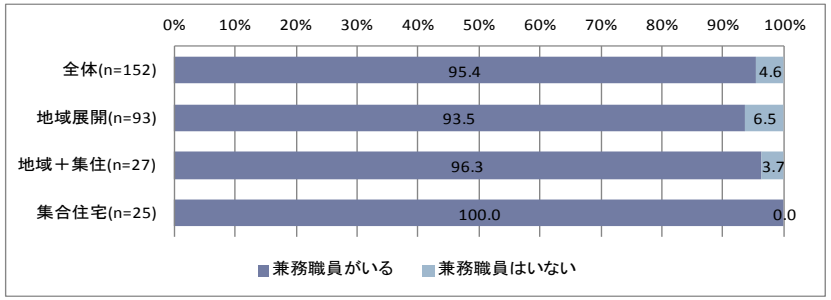

［オペレーターの方法］

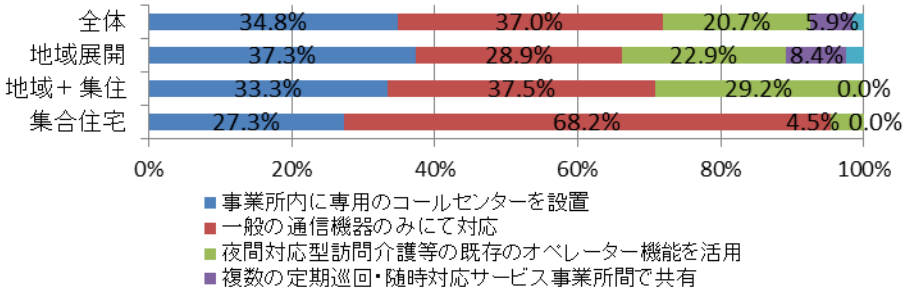

［オペレーターの兼務先］

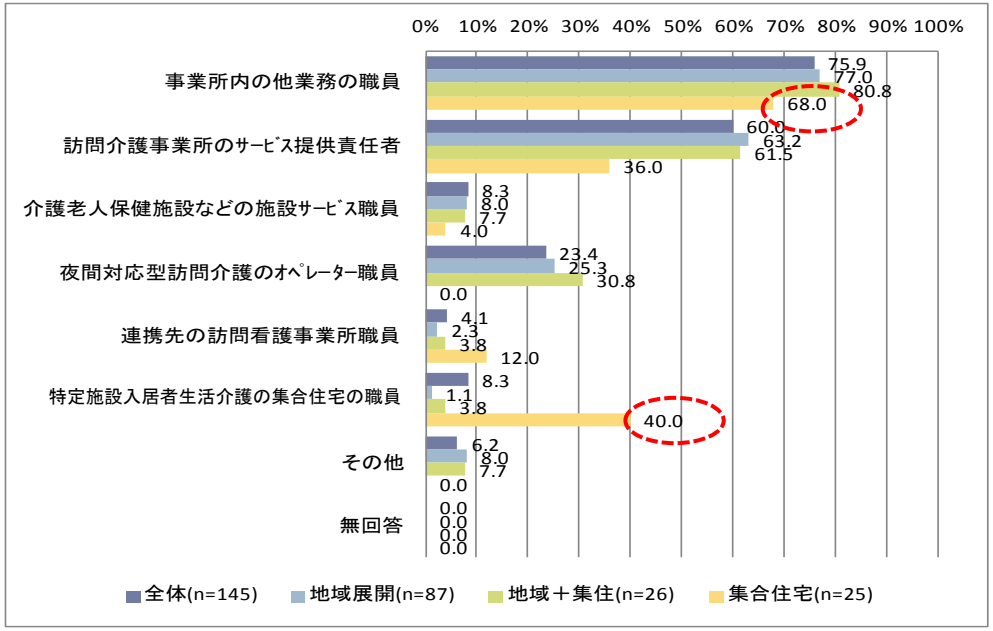

制度面に対する参入事業所の意見（オペレーター）

○　オペレーターの資格要件、又は配置要件の見直しや弾力的な運用を認めて欲しい。新規の事業展開を考える事業者にとっても参入の障壁となり得る。
○　夜間のオペレーターなど、ほとんどコールがない状況下で待機していることは、人件費の面からも非効率である。利用者を把握しているオペレーターが自宅待機でも良いのではないか。

【出典】平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成25年度調査）「集合住宅における定期巡回・随時対応サービスの提供状況に関する調査研究事業」

介護・医療連携推進会議及び外部評価の効率化

論点４

介護・医療連携推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有しており、効率化してはどうか。

対応

- 定期巡回・随時対応サービス事業所は、引き続き、自らその提供する定期巡回・随時対応型サービスの質の評価（自己評価）を行い、これを介護・医療連携推進会議に報告し、評価等を受けた上で公表する仕組みとする。

介護・医療連携推進会議の実施状況

○　当該会議とは別に、外部評価も受けることが基準で定められているが、当該会議は外部の者による評価の側面を有している。
○　介護・医療連携推進会議の年間の開催回数は、平均3.6回となっている。

	平均開催予定回数（回）	標準偏差	最大値	最小値
全体(n=146)	3.6	1.1	6.0	0.0
地域展開(n=88)	3.4	1.0	6.0	0.0
地域＋集住(n=27)	4.1	1.3	6.0	1.0
集合住宅(n=24)	3.5	1.2	6.0	1.0

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号）

（地域との連携等）
第3条の37　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六条第一項 に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね三月に一回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針）
第3条の21
2　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

【出典】平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成25年度調査）「集合住宅における定期巡回・随時対応サービスの提供状況に関する調査研究事業」

同一建物居住者へのサービス提供について

論点５

　同一の集合住宅の利用者とそれ以外の住居の利用者に対するサービスの提供実態を踏まえ、同一建物減算を導入してはどうか。

対応

- 一定数以上の利用者が同一建物に居住する場合には、職員の移動時間が軽減されることを踏まえ減算する。

現行の集合住宅へのサービス提供の場合の減算

○ 集合住宅の利用者に対しサービスを提供する場合、移動等に係る労力が在宅利用者へのサービス提供に比して少ないことを踏まえ、減算を行っている。
○ 居宅療養管理指導に関しては、利用者の居住場所に係る区分について、医療保険との整合性を図ってきている。

	減算の内容	対象となる利用者	その他の条件
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 夜間対応型訪問介護	10%減算	・ 事業所と同一建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高専賃に限る）に居住する利用者 ※ 事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の１階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が介護事業者と異なる場合であっても該当する。	・事業所と同一建物に居住する実利用者の数が30人/月以上
小規模多機能型居宅介護			・事業所と同一建物に居住する登録者の数が登録定員の80/100以上
居宅療養管理指導	医師：503 → 452単位 等	・同一建物居住者。具体的には以下の利用者 ①養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居・入所している複数の利用者 ②小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る）、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス（宿泊サービスに限る）などのサービスを受けている複数の利用者	・ 同一日に２人以上の利用者を訪問する場合
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	94単位/日 減算	・事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者 ※ 事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の１階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が介護事業者と異なる場合であっても該当する。	・やむを得ず送迎が必要と認められる利用者の送迎は減算しない
定期巡回・随時対応サービス	減算なし	-—	—
複合型サービス	減算なし	-—	—

地域展開型と集合住宅型のサービスの状況について①

○　一人一日当たりの平均定期訪問回数は、「地域展開」事業所が2.1回、「集合住宅」事業所が5.7回となっている。
○　随時対応について、一人一か月あたりの平均コール回数をみると、「地域展開」事業所は6.6回、「集合住宅」事業所は38.4回と差がみられる。また、コール件数に対する訪問対応の割合をみると、「集合住宅」事業所は9割以上が訪問対応をおこなっている。
○　総訪問時間を比較すると、要介護1、3、4では差が見られるが、要介護5の定期訪問では差が見られない。なお、1回当たりの提供時間は、「地域展開」事業所が平均27.8分、「集合住宅」事業所が13.3分となっている。

【定期訪問】要介護度別平均訪問回数（一人・一日当たり）

	全体	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
全体(n=133)	2.9	2.0	2.6	3.3	3.7	4.1
地域展開(n=79)	2.1	1.3	1.8	2.3	2.7	3.0
地域＋集住(n=25)	3.1	1.8	2.9	3.7	3.7	4.3
集合住宅(n=23)	5.7	4.8	5.0	5.6	6.7	6.7

【定期訪問】要介護度別平均総訪問時間（分）（一人・一日当たり）

	全体	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
全体(n=616)	79.5	47.3	62.7	80.8	99.6	112.2
地域展開(n=304)	74.9	32.5	61.8	79.7	97.1	111.1
地域＋集住(n=129)	78.6	55.8	59.4	69.0	91.9	116.7
集合住宅(n=143)	86.2	55.0	63.5	94.6	112.0	103.6

【随時対応】時間帯別平均コール回数（一人・一か月当たり）

	全体	早朝（6-8）	日中（8-18）	夜間（18-22）	深夜（22-6）
全体(n=126)	11.9	1.6	4.7	3.3	4.2
地域展開(n=76)	6.6	1.9	3.1	1.7	1.6
地域＋集住(n=23)	5.2	0.3	2.2	1.6	1.7
集合住宅(n=22)	38.4	0.9	13.8	11.0	15.6

要介護度別平均ケア提供時間（一回当たり）

	全体	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
全体(n=616)	19.6	16.6	18.9	19.3	20.6	21.1
地域展開(n=304)	27.8	24.5	28.4	26.4	27.9	29.9
地域＋集住(n=129)	20.1	23.7	18.5	16.7	20.7	22.3
集合住宅(n=143)	13.3	10.8	11.8	13.8	14.5	14.6

※上記2つの表は利用者票より

【随時訪問】訪問対応をおこなった割合（%）

	全体	早朝（6-8）	日中（8-18）	夜間（18-22）	深夜（22-6）
全体(n=124)	73.9	48.1	73.9	80.3	75.6
地域展開(n=74)	46.5	27.3	43.1	52.8	62.9
地域＋集住(n=24)	60.1	52.7	64.2	57.2	60.0
集合住宅(n=21)	93.7	83.4	97.2	99.2	79.6

※上記3つの表は事業所票より

【出典】平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成25年度調査）「集合住宅における定期巡回・随時対応サービスの提供状況に関する調査研究事業」

地域展開型と集合住宅型のサービスの状況について②

○　定期訪問をおこなう職員一人当たりの総移動時間（事業所間平均）をみると、「地域展開」事業所は105.8分、「地域＋集住」事業所は116.7分、「集合住宅」事業所は85.0分となっているが、「集合住宅」事業所の一人一日当たりの平均移動時間の分布をみると、一日１時間未満の事業所が４割を占めており、「地域展開」の8.6%と比較し、差がみられる。

○　また、「地域展開」について、実際のサービスエリアの規模別にみると、「5㎢未満」では一日１時間未満の割合が22.2%と他の区分と比べ高く、「50㎢以上」では一日２時間以上の割合が62.5%を占める。

［平均移動時間（一人・一日当たり）］

全体	地域展開	地域＋集住	集合住宅
104.1分	105.8分	116.7分	85.0分

［平均移動時間（一人・一日当たり）の分布］

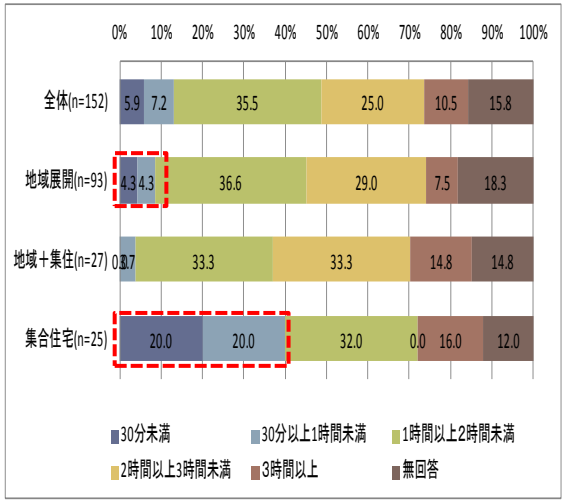

【地域展開】
実際のサービスエリア別にみた平均移動時間
（一人・一日当たり）

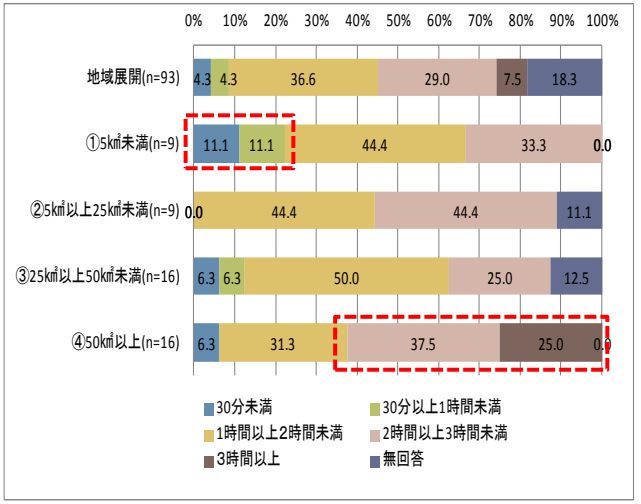

［利用者数（平成26年6月）］

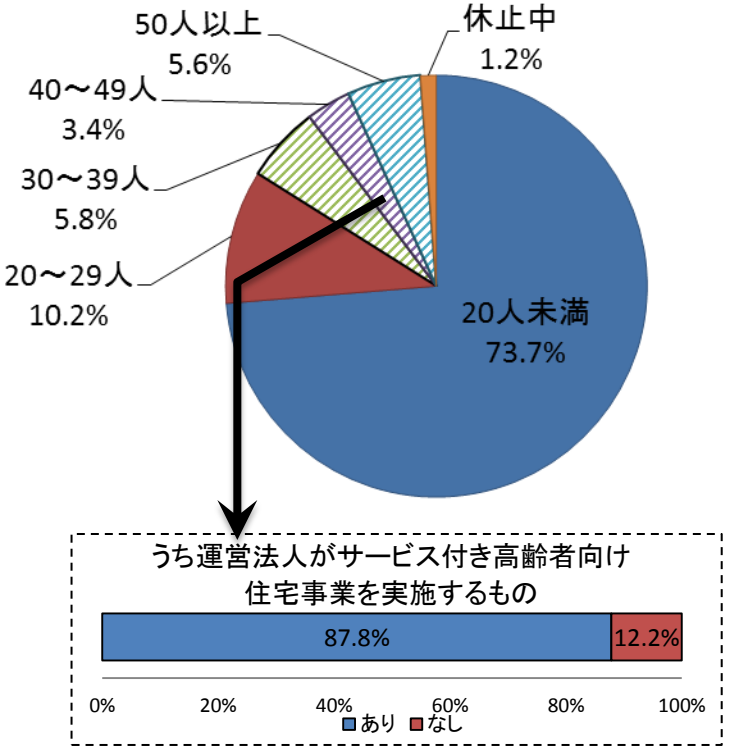

※必ずしも定期巡回・随時対応サービス事業所と同一建物に事業所を設置するものではない。

【出典】（左）老健局振興課調べ
（右）平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成25年度調査）「集合住宅における定期巡回・随時対応サービスの提供状況に関する調査研究事業」